

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和5年2月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

女性の社会進出に伴い、配偶者を扶養する職員へ支給する扶養手当の趣旨が低減したこと及び子育て支援拡充の観点から扶養手当の額を見直すため提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和26年葉山町条例第108号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第6条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき7,600円とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,200円とする。

第7条第1項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号又は第5号」に改め、同項第3号及び同項第4号を削り、同条第3項中「、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」及び「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

女性の社会進出に伴い、配偶者を扶養する職員へ支給する扶養手当の趣旨が低減したこと及び子育て支援拡充の観点から扶養手当の額について見直すため、所要の改正することとした。

2 内容

扶養手当の額を次のように改めることとした。

	改正前		改正後
配偶者	14,100円		7,600円
22歳までの子	2人目まで7,500円 (配偶者がいない場合は1人のみ11,600円) 3人目以降7,000円		11,200円
22歳までの孫			7,600円
60歳以上の父母、祖父母			
22歳までの弟妹			
心身に著しい障害のある者			

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(6) 心身に著しい障害のある者</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、<u>1人につき7,600円</u>とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については<u>1人につき11,200円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第7条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新</p>	<p>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p><u>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(5) 心身に著しい障害のある者</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については、<u>14,100円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち<u>2人までについては、それぞれ7,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,600円）、その他の扶養親族については1人につき7,000円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第7条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新</p>

改正後	改正前
<p>たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者を経て町長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (<u>扶養親族たる子又は前条第2項第3号又は第5号</u>に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p>	<p>たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者を経て町長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (<u>前条第2項第2号又は第4号</u>に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p><u>(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合 (前号に該当する場合を除く。)</u></p> <p><u>(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合 (第1号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、<u>扶養手当を</u></p>

改正後	改正前
<p>又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>	<p><u>受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合</u>又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（<u>扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。</u>）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>